

## 徳島県生活困窮者自立支援プラットフォーム設置要綱

### (設 置)

第1条 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく本県における生活困窮者の自立支援に関する事業の実施に当たり、関係機関その他の団体が相互に連携を図り、官民連携により当該事業を効率的かつ効果的に推進し、困窮者支援ネットワークを強化することを目的として、徳島県生活困窮者自立支援プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 プラットフォームは次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 生活困窮者の実態把握及び支援のためのネットワーク構築に関すること。
- (2) 生活困窮者支援に必要な社会資源の開発に関すること。
- (3) 当該事業に係る関係機関の連携・調整に関すること。
- (4) その他生活困窮者の自立支援対策の推進に関すること。

### (組織)

第3条 プラットフォームに会長、副会長を置く。

- 2 会長は、保健福祉部国保・地域共生課長をもって充てる。
- 3 会長は、プラットフォームを総括し、プラットフォームを代表する。
- 4 副会長は、保健福祉部国保・地域共生課副課長をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (プラットフォーム)

第4条 協議会は、別表に掲げる関係機関をもって構成する。

- 2 協議会は、会長が招集し、必要に応じて開催する。
- 3 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (事務局)

第5条 プラットフォームの事務局は、保健福祉部国保・地域共生課に置く。

### (秘密保持)

第6条 プラットフォームの構成員及び会議参加者は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

### (補 足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和5年7月6日から施行する。